



ある事業所の火災で使用した点検未実施の消火器(1989年製造)が破裂し、従業員が負傷する事故が発生しました。

他にも屋外に設置されていた古い消火器が破裂し、近くで遊んでいた子どもがケガをするなど、各地で類似した事故が発生しています。

■事故の原因

屋外の雨風にさらされる場所や、^{ちゅうぼう}厨房など湿気が多い場所、腐食を著しく早めるような場所(化学工場、メッキ工場、温泉地など)に消火器が設置されていたため、本体が腐食。さらに、消火の操作により本体に高い圧力が加わることで、破裂したことが事故の原因と考えられます。



■消火器の設置場所

- 1 通行避難に支障なく、すぐに持ち出せる場所(歩行距離 20mごと)に設置する。
- 2 床面からの高さ 1.5m以下に設置し、「消火器」の標識を見やすい位置に付ける。

3 高温の場所(ガスコンロ、ストーブなど発熱器具の近くや直射日光が当たる場所など)、湿気が多い場所、水しぶきが直接かかる場所、腐食性ガスが発生するような場所には設置しない。

4 ^{ちゅうぼう}厨房などでは床面じか置きを避け、壁掛けまたは設置台、格納箱に設置する。

■消火器の事故を防ぐために

老朽化が目立つ消火器や、異常がある消火器は処分して、新しいものを備えましょう。

消火器は一般ごみとして出すことはできないため、不要な消火器を廃棄する場合は、リサイクルシール(有料)が必要です。

※消防署では消火器の回収は行っていません。



【令和4年町内の火災等発生状況】

発生区分	1月中	
火災	建物	0
	車両	0
	林野	0
	その他	0
警戒出動	4	
救急出動	138	
救助出動	0	

図 益城西原消防署 ☎ 286-2119